

県税過誤納金還付請求権譲渡通知書 確認事項

例年、記載・押印漏れ、不備、添付書類の不足などのため県税過誤納金還付請求権譲渡通知書（以下「通知書」という。）を受理できず、納税義務者へ還付せざるを得ないケースが多発しております。内容、添付書類をよく確認し、提出期限に余裕をもって提出してください。

通知書は提出前に写しを取り、県税過誤納金の還付金を受領するまでの間、譲渡人・譲受人の双方で保管してください。還付金の受領者の変更に伴う紛争については、譲渡人・譲受人の間で解決するものとし、岩手県は何らの負担も負いません。

※ 令和8年4月からは課税集約により、自動車税は岩手県県税センター（以下「センター」という。）が担当となりますので必ずセンターへ提出してください。

様式については、岩手県税務課ホームページに新様式を掲載しておりますので、こちらで申請してください。（旧様式及び他県様式での申請は不可となります。）

<送付先・問合せ先> 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 11-1

岩手県県税センター 管理課 Tel 019-629-6405・6407

1. 記入前の確認事項（令和8年4月1日課税分から）

過誤納金が発生しますか？

・ 自動車を抹消登録した際に月数分の税額のみを納付していた場合や、自動車税が未納の場合は、受領する還付金が発生しません。

譲受人がセンターに通知書を提出する場合は、還付金が譲受人に譲渡されることを、譲渡人に説明済みですか？

・ 「還付金の受領に関する権限を譲渡した覚えはない」との苦情が寄せられることから「この書類を提出すると、譲渡人（納税義務者）は還付金を受け取れなくなる」ことをご説明いただき、譲渡人の了解のうえで、記入をご依頼ください。

提出期限内に書類がセンターに届きますか？

・ 還付の事由（抹消登録等）が発生した日の属する月の翌月の第5営業日（郵送必着）までに提出してください。

・ 提出期限間際は、書類審査が混み合いますので、余裕をもってご提出ください。

2. 通知書の内容確認事項

譲渡人の住所（所在地）・氏名（法人名）は、譲渡人が自署しましたか？

・ 個人の場合は住所及び氏名について自署してください。

・ 法人の場合は所在地、名称及び代表者氏名についてゴム印が使用できます。

□譲渡人の実印は鮮明に押印されていますか？

- ・譲渡人の印鑑登録証明書の印影と同じ印を鮮明に押印してください。
不鮮明ですと受理できません。

□譲受人の住所（所在地）・氏名（法人名称）・代表者役職及び氏名は、正しく記入されていますか？

- ・法人の場合は、ゴム印が使用できます。
法人の名称は「(株)」を「株式会社」と記載するなど、省略せずにご記入ください。
- ・法人の場合は担当者の名前をご記入ください。

□書類の訂正が必要な場合は譲渡人の訂正印（実印）が押されていますか？

- ・記入内容を訂正する場合には、譲渡人の訂正印（実印）が必要となります。

□4月1日現在の登録番号（ナンバー）が記入されていますか？

- ・4月1日現在で岩手県ナンバー（岩、岩手、盛岡、平泉）の車であるか確認をしてください。

□振込口座は正確に記入されていますか？

- ・金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義は通帳などでご確認いただき、正確にご記入ください。誤りがあると振込みできません。

□充当に関する内容を確認されていますか？

- ・通知書を提出された場合でも、納税義務者に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項等の規定により当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人に還付されない場合や充当後の残額が譲受人に還付される場合があります。

3. 添付書類の確認事項

□印鑑登録証明書（契約日から3カ月以内のもの）を添付しましたか？

- ・譲渡人と譲受人が債権譲渡契約を締結した日（契約日）を基準とし、契約日から遡って3か月以内に取得した印鑑登録証明書を添付（原本のみ）してください。

□還付金の発生事由を証する書類を添付しましたか？

- ・抹消登録の場合、登録識別情報等通知書又は輸出抹消仮登録証明書の写しを添付してください。
- ・重複納付の場合、関係する全ての領収書の写しを添付してください。
- ・スマートフォン決済アプリ又は地方税お支払サイトを利用して納付した場合は、通知書の余白に納付方法と手続き完了日を記入してください。

□譲渡人の氏名・住所が納税通知書と異なる場合は変更の経緯が分かる書類を添付しましたか？

- ・譲渡人の氏名・住所が納税通知書と異なる場合は、変更の経緯が分かる書類（住民票・戸籍の附票・登記簿謄本等）の写しを添付してください。

□納税義務者本人が死亡（相続発生）した場合は追加書類を添付しましたか？

- ・納税義務者が死亡した場合は、相続人を譲渡人とすることができます。
別途、確認書類が必要となりますので事前にお問い合わせください。

4. 通知書の最終確認事項

□提出先は確認しましたか？

・管轄とは別の県税公所に提出された場合は、センターに転送しますが、提出期限までに転送が間に合わない場合、申請が無効となる可能性がありますのでご注意ください。

□注意事項

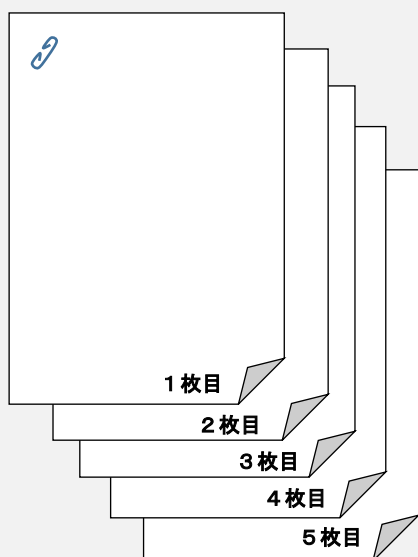
・この通知書を提出すると過誤納金は譲受人に還付され、納税義務者には還付されませんのでご注意ください。

- ・添付書類等を通知書と別に電子メール・FAX等で提出することはできません。
- ・記入欄について、鉛筆等での落書きや不要な記載があるものについては、書類不備として返却します。
- ・記載や押印の漏れ・不備があった場合や添付書類が不足する場合、書類を受理することができないため、一式を返却します。期限までに再度提出してください。
- ・定められた期限を過ぎて提出された場合は、受理できません。この場合、納税義務者へ還付します。
- ・この通知書が提出されるより前に還付金に対して差押等の強制処分がされた場合、還付できないことがあります。

□提出書類の体裁について

・通知書1件ごとに添付書類を順に揃えて左上1カ所をホッチキス留めにしてください。

注) ホッチキスで留める場合は、左上留の1カ所をお願いします。



- 1 枚目 県税過誤納金還付請求権譲渡通知書
- 2 枚目 印鑑登録証明書（原本）
※契約を締結した日から3か月以内を取得したもの。
- 3 枚目 登録識別情報等通知書（写し）又は
輸出抹消仮登録証明書（写し）
- 4 枚目 住民票等（写し）
※譲渡人の氏名・住所が納税通知書と異なる場合
- 5 枚目 その他追加で必要と認められる書類